

▲Universal Oneサービス契約約款（第3編）

（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用.....	4
第2条 約款の変更.....	4
第3条 約款の公表.....	4
第4条 用語の定義.....	4
第2章 IP伝送（イーサアクセス）サービスの種別等	6
第5条 IP伝送（イーサアクセス）サービスの種別.....	6
第6条 IP伝送（イーサアクセス）サービスの種類.....	6
第7条 IP伝送（イーサアクセス）サービスの通信モード.....	6
第8条 IP伝送（イーサアクセス）サービスの品目等.....	6
第3章 IP伝送（イーサアクセス）サービスの提供区間等	6
第9条 IP伝送（イーサアクセス）サービスの提供区間等.....	6
第4章 契約	7
第10条 契約の単位.....	7
第11条 加入者回線の終端.....	7
第12条 IP伝送（イーサアクセス）サービス区域.....	7
第13条 加入者回線の収容.....	7
第14条 VPN契約申込の方法.....	7
第15条 VPN契約申込の承諾.....	7
第16条 最低利用期間.....	8
第17条 IP伝送回線番号.....	8
第18条 品目等の変更等.....	8
第19条 所属VPNグループの変更.....	8
第20条 回線終端装置の種類の変更.....	8
第21条 加入者回線収容部等の変更.....	8
第22条 加入者回線の移転等.....	8
第23条 その他の契約内容の変更.....	8
第24条 利用の一時中断.....	9
第25条 VPN利用権の譲渡.....	9
第26条 VPN契約者が行うVPN契約の解除.....	9
第27条 当社が行うVPN契約の解除.....	9
第28条 その他の提供条件.....	9
第5章 付加機能	9
第29条 付加機能の提供.....	9
第6章 回線相互接続	10
第30条 当社又は他社の電気通信回線の接続.....	10
第7章 利用中止等	10
第31条 利用中止.....	10
第32条 利用停止.....	10
第8章 通信	11
第33条 通信利用の制限等.....	11

第9章 料金等	11
第1節 料金及び工事に関する費用.....	11
第34条 料金及び工事に関する費用.....	11
第2節 料金等の支払義務.....	12
第35条 定額通信料金の支払義務.....	12
第36条 手続きに関する料金の支払義務.....	13
第37条 工事費の支払義務.....	13
第3節 料金の計算等.....	13
第38条 料金の計算方法等.....	13
第4節 割増金及び延滞利息.....	13
第39条 割増金.....	13
第40条 延滞利息.....	13
第10章 保守	13
第41条 V P N契約者の維持責任.....	13
第42条 V P N契約者の切分責任.....	13
第43条 修理又は復旧の順位.....	14
第11章 損害賠償	14
第44条 責任の制限.....	14
第45条 免責.....	15
第12章 雑則	15
第46条 承諾の限界.....	15
第47条 I P 伝送（イーサアクセス）サービスの廃止.....	15
第48条 利用に係るV P N契約者の義務.....	16
第49条 V P N契約者からの加入者回線の設置場所の提供等.....	16
第50条 削除.....	16
第51条 法令に規定する事項.....	16
第52条 個人情報への取扱い.....	16
第53条 閲覧.....	17
第54条 V P N契約者に対する通知.....	17
第55条 不可抗力.....	17
第56条 特約.....	17
第13章 附帯サービス	17
第57条 附帯サービス.....	17
別記	
1 I P 伝送（イーサアクセス）サービスの提供区間.....	18
2 V P N契約者の地位の承継.....	18
3 V P N契約者の氏名等の変更の届出.....	18
4 V P N契約者からの加入者回線の設置場所の提供等.....	18
5 加入者回線への自営端末設備の接続.....	18
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査.....	19
7 加入者回線への自営電気通信設備の接続.....	19
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査.....	20
9 当社の維持責任.....	20
10 個人情報の開示.....	20
11 利用権に関する事項の証明.....	20
12 支払証明書の発行.....	20
13 新聞社等の基準.....	21
14 削除.....	21
料金表	

通則	22
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	33
第1 通信料金	33
第2 手続きに関する料金	36
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））	37
第3表 附帯サービスに関する料金	42
料金表別表	43

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このUniversal Oneサービス契約約款（第3編）（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりUniversal Oneサービス第2種第2類（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、IP伝送（イーサアクセス）サービスといいます。）を提供します。

(注) 当社は、IP伝送（イーサアクセス）サービスに係る付加機能及びIP伝送（イーサアクセス）サービスに付帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「付帯サービス」といいます。）については、Universal Oneサービス契約約款（第2編）により提供します。

2 当社がIP伝送（イーサアクセス）サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてVPN契約者に通知するご利用ガイド等のIP伝送（イーサアクセス）サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、VPN契約者が特段の申出なくIP伝送（イーサアクセス）サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他VPN契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、VPN契約者がかかる変更同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP伝送網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP伝送（イーサアクセス）サービス	IP伝送網を使用して行う電気通信サービス
5 IP伝送（イーサアクセス）	(1) IP伝送（イーサアクセス）サービスに関する業務を行う当社の事業所

サービス取扱所	(2) 当社の委託により I P 伝送 (イーサアクセス) サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属 I P 伝送 (イーサアクセス) サービス取扱所	その I P 伝送 (イーサアクセス) サービスの契約事務を行う I P 伝送 (イーサアクセス) サービス取扱所
7 V P N 契約	当社から V P N サービスの提供を受けるための契約
8 V P N 契約者	当社と V P N 契約を締結している者
9 削除	削除
10 削除	削除
11 加入者回線	V P N 契約に基づいて当社が設置する電気通信回線設備の一部であって、V P N 契約に基づいて I P 伝送 (イーサアクセス) サービス取扱所に設置される交換等設備とその V P N 契約者が指定する場所との間に設置されるもの
12 加入者回線収容部	加入者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
13 契約者回線等	加入者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備
14 V P N グループ	V P N 契約に係る契約者回線等及び当社が別に定める当社の契約約款に規定する電気通信回線から構成されるグループ (注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款に規定する電気通信回線は、Universal One サービス契約約款 (第 2 編) に規定する V P N サービスに係る契約者回線等とします。
15 V P N グループ回線	その V P N グループを構成する契約者回線等及び当社が別に定める電気通信回線 (注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款に規定する電気通信回線は、Universal One サービス契約約款 (第 2 編) に規定する V P N サービスに係る契約者回線等とします。
16 V P N グループ代表者	その V P N グループに係る V P N 契約者又は当社が別に定める当社の契約約款に規定する V P N 契約者であって、V P N グループの設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる V P N 契約者 (当社が別に定める V P N サービスに係る者に限ります。) 又は当社が別に定める当社の契約約款に規定する V P N 契約者 (注 1) 本欄に規定する当社が別に定める V P N サービスは、Universal One サービス契約約款 (第 2 編) の料金表通則に規定するアクセスタイプ 1 又はアクセスタイプ 5 とします。 (注 2) 本欄に規定する当社が別に定める契約約款に規定する V P N 契約者は、Universal One サービス契約約款 (第 2 編) に規定する V P N 契約者とします。
17 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつ

	て、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	V P N契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
21 回線終端装置	加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 I P伝送（イーサアクセス）サービスの種別等

（I P伝送（イーサアクセス）サービスの種別）

第5条 当社が提供するI P伝送サービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
V P Nサービス	あらかじめ届出のあった契約者回線等相互間の符号、音響又は影像の伝送交換を行うI P伝送（イーサアクセス）サービス

（I P伝送（イーサアクセス）サービスの種類）

第6条 I P伝送（イーサアクセス）サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種サービス	加入者回線を設置して提供するI P伝送（イーサアクセス）サービス

（I P伝送（イーサアクセス）サービスの通信モード）

第7条 I P伝送（イーサアクセス）サービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内 容
データモード	符号又は影像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの

（I P伝送（イーサアクセス）サービスの品目等）

第8条 I P伝送（イーサアクセス）サービスには、料金表通則に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

第3章 I P伝送（イーサアクセス）サービスの提供区間等

（I P伝送（イーサアクセス）サービスの提供区間等）

第9条 当社は、I P伝送（イーサアクセス）サービスを別記1に定める提供区間において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第10条 当社は、1の加入者回線収容部ごとに1のVPN契約を締結します。

2 前項の場合、VPN契約者は、1のVPN契約につき1人に限ります。

(加入者回線の終端)

第11条 当社は、VPN契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置（これに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。）を設置しこれを加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、VPN契約者と協議します。

(注) 本条に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電気的条件及び光学的条件に適合するものとします。

(IP伝送（イーサアクセス）サービス区域)

第12条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、IP伝送（イーサアクセス）サービス区域を設定します。

2 当社はIP伝送（イーサアクセス）サービス区域を表示する図表をそのIP伝送（イーサアクセス）サービス区域内の契約事務を行うIP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所において閲覧に供します。

(加入者回線の収容)

第13条 当社は、当社が指定するIP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所の加入者回線収容部に加入者回線を収容します。

2 前項の場合において、当社は、1の加入者回線収容部ごとに1の加入者回線を収容します。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所の加入者回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(VPN契約申込の方法)

第14条 VPN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) VPNサービスの種類、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 所属する1のVPNグループ（以下「所属VPNグループ」といいます。）
- (3) 加入者回線に係る終端の場所
- (4) 見込みトラヒック
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにVPNグループを設ける申込みであるときは、VPNグループ代表者を定めて契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したとき又はVPNグループ代表者を変更したときも同様とします。

(VPN契約申込の承諾)

第15条 当社は、VPN契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのVPN契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 所属VPNグループのVPNグループ代表者の同意がないとき。
- (2) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) VPN契約の申込みをした者が、VPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社のVPNサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第16条 VPNサービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、VPNサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 当社は、前項の最低利用期間内にVPN契約の解除、VPNサービスの品目の変更等、料金表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額をVPN契約者から支払っていただきます。

(IP伝送回線番号)

第17条 当社は、1のVPN契約ごとに1のIP伝送回線番号を定めます。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP伝送回線番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、IP伝送回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことをVPN契約者に通知します。

(品目等の変更等)

第18条 当社は、VPN契約者から請求があったときは、VPNサービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第15条(VPN契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(所属VPNグループの変更)

第19条 当社は、VPN契約者から請求があったときは、所属VPNグループの変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第15条(VPN契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(回線終端装置の種類の変更)

第20条 当社は、VPN契約者から請求があったときは、回線終端装置の種類の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第15条(VPN契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(加入者回線収容部の変更)

第21条 VPN契約者が加入者回線に係る終端の場所について変更の申込みを当社に行うときは、当社は、その内容について契約事務を行うIP伝送(イーサアクセス)サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出により、加入者回線の移転によりその加入者回線について他のIP伝送(イーサアクセス)サービス取扱所の加入者回線収容部への収容の変更を行なう必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第15条(VPN契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当するときはその変更を行わないことがあります。

- 3 前項ただし書の場合において、VPN契約者は、VPNサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、そのVPN契約者にそのことを通知します。

(加入者回線の移転等)

第22条 VPN契約者は、加入者回線の移転を請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は第15条(VPN契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第23条 当社は、VPN契約者から請求があったときは、第14条(VPN契約申込の方法)第1項第5号又は第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第15条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第24条 当社は、VPN契約者から請求があったときは、VPNサービスの利用の一時中断（そのVPNサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第15条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（VPN利用権の譲渡）

第25条 VPN利用権（VPN契約者がVPN契約に基づいてVPNサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 VPN利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりVPN利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) VPN利用権を譲り受けようとする者が、VPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 所属VPNグループのVPNグループ代表者の承諾が得られないとき。

4 VPN利用権の譲渡があったときは、譲受人は、VPN契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（VPN契約者が行うVPN契約の解除）

第26条 当社は、VPN契約者がVPN契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行うVPN契約の解除）

第27条 当社は、第32条（利用停止）の規定によりVPNサービスの利用を停止されたVPN契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのVPN契約を解除することがあります。

2 当社は、VPN契約者が第32条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のVPNサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、VPNサービスの利用停止をしないでそのVPN契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのVPN契約を解除しようとするときは、あらかじめVPN契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第28条 VPN契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第29条 当社は、IP伝送契約者から請求があったときは、当社が別に定める契約約款及び料金表により付加機能を提供します。この場合、付加機能の最低利用期間、付加機能の最低利用期間に係る起算開始日の扱い、付加機能の利用の一時中断、又は利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能その他付加機能の料金その他の提供条件は、当社が別に定める契約約款及び料金表により提供するものとします。

（注）本条に規定する当社が別に定める契約約款及び料金表は、Universal Oneサービ

ス契約約款（第2編）及び料金表第1表（料金）とします。

第6章 回線相互接続

（当社又は他社の電気通信回線の接続）

第30条 VPN契約者は、その加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第7章 利用中止等

（利用中止）

第31条 当社は、次の場合には、そのIP伝送（イーサアクセス）サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社が計画工事を行うとき。
 - (3) 第33条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP伝送（イーサアクセス）サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをVPN契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第32条 当社は、VPN契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIP伝送（イーサアクセス）サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP伝送（イーサアクセス）サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIP伝送（イーサアクセス）サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第48条（利用に係るVPN契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を加入者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、当社のIP伝送サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりIP伝送サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP伝送契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8章 通信

(通信利用の制限等)

第33条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 VPN契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、IP伝送（イーサアクセス）サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第34条 当社が提供するIP伝送（イーサアクセス）サービスの料金は、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するIP伝送（イーサアクセス）サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額通信料金の支払義務)

第35条 V P N契約者は、そのV P N契約に基づいて I P 伝送（イーサアクセス）サービスの提供を開始した日から起算して、V P N契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する定額通信料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 伝送（イーサアクセス）サービスを利用することができない状態が生じたときの定額通信料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、V P N契約者は、その期間中の定額通信料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、V P N契約者は、その期間中の定額通信料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、V P N契約者は、次の場合を除き、I P 伝送（イーサアクセス）サービスを利用できなかった期間中の定額通信料金の支払いを要しません。

区 別	支払いを要しない料金
1 V P N契約者の責めによらない理由により、その I P 伝送（イーサアクセス）サービスを全く利用できない状態（そのV P N契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 伝送（イーサアクセス）サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその I P 伝送（イーサアクセス）サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 伝送（イーサアクセス）サービスについての料金
3 加入者回線収容部の変更に伴って、I P 伝送（イーサアクセス）サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（V P N契約者の都合により I P 伝送（イーサアクセス）サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は I P 伝送回線番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 伝送（イーサアクセス）サービスについての料金

3 前項の規定にかかわらず、定額通信料金の扱いについて、料金表通則にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料

金を返還します。

- 5 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月（1の暦月の起算日（当社がVPN契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第36条 VPN契約者は、IP伝送サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第37条 VPN契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は第21条（加入者回線収容部の変更）に規定する加入者回線収容部の変更を行ったときは、VPN契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の着手前にそのVPN契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、VPN契約者は、工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 3 第1項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、当社は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用をVPN契約者に負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算方法等）

第38条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第39条 当社は、VPN契約者が料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてVPN契約者から支払っていただきます。

（延滞利息）

第40条 当社は、VPN契約者から料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてVPN契約者から支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第10章 保守

（VPN契約者の維持責任）

第41条 当社は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するようVPN契約者に維持していただきます。

（VPN契約者の切分責任）

第42条 VPN契約者は、IP伝送（イーサアクセス）サービスを利用することができ

なくなったときは、契約者回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、VPN契約者から請求があったときは、当社は、IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所において試験を行い、その結果をVPN契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、VPN契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用をVPN契約者に負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているVPN契約者には適用しません。

（修理又は復旧の順位）

第43条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第33条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関とのVPN契約に係るもの 水防機関とのVPN契約に係るもの 消防機関とのVPN契約に係るもの 災害救助機関とのVPN契約に係るもの 警察機関とのVPN契約に係るもの 防衛機関とのVPN契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関とのVPN契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関とのVPN契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関とのVPN契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関とのVPN契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関とのVPN契約に係るもの 選挙管理機関とのVPN契約に係るもの 別記14の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのVPN契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関とのVPN契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのVPN契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのIP伝送（イーサアクセス）サービスに係る電気通信設備又はIP伝送回線番号を変更することがあります。

第11章 損害賠償

（責任の制限）

第44条 当社は、IP伝送（イーサアクセス）サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP伝送（イーサ

アクセス) サービスが全く利用できない状態(そのVPN契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのVPN契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、IP伝送(イーサアクセス) サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP伝送(イーサアクセス) サービスに係る料金表第1表第1に規定する定額通信料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりIP伝送(イーサアクセス) サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項又は第3項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第45条 当社は、IP伝送(イーサアクセス) サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、VPN契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更(IP伝送(イーサアクセス) サービス取扱所に設置する交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事(以下本条において「再工事等」といいます。)を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生するVPN契約者の費用については負担しません。

4 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第46条 当社は、VPN契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のIP伝送(イーサアクセス) サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(IP伝送(イーサアクセス) サービスの廃止)

第47条 当社は、IP伝送(イーサアクセス) サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるIP伝送(イーサアクセス) サービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのIP伝送(イーサアクセス) サービスの一部又は全部に係る契約は

終了するものとします。

3 当社は、I P 伝送（イーサアクセス）サービスの一部又は全部の廃止に伴い、V P N 契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりI P 伝送（イーサアクセス）サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間をおいて、あらかじめV P N 契約者に通知します。

（利用に係るV P N 契約者の義務）

第48条 当社は、V P N 契約者に次のことを守っていただきます。

(1) 当社がV P N 契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社がI P 伝送（イーサアクセス）サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がV P N 契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がV P N 契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。

2 当社は、V P N 契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用をV P N 契約者に負担していただきます。

3 V P N 契約者は、当社がV P N 契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備その他の物品について、V P N 契約の解除、I P 伝送（イーサアクセス）サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品をV P N 契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりI P 伝送（イーサアクセス）サービス取扱所へ返還していただきます。

4 V P N 契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用についてこの約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担していただきます。

5 V P N 契約者は、第3項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。

6 V P N 契約者は、第3項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

（V P N 契約者からの加入者回線の設置場所の提供等）

第49条 V P N 契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

第50条 削除

（法令に規定する事項）

第51条 I P 伝送（イーサアクセス）サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

（個人情報の取扱い）

第52条 当社は、I P 伝送（イーサアクセス）サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記10及び当社のプライバシーポリシー

(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(閲覧)

第53条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(VPN契約者に対する通知)

第54条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (2) 契約者がVPN契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (3) 契約者がVPN契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします
- 2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

(不可抗力)

第55条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

第56条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第57条 IP伝送（イーサアクセス）サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、当社が別に定める契約約款及び料金表に規定する取扱いによります。

- 2 前項の規定に関わらず、IP伝送（イーサアクセス）サービスに関する附帯サービス（別記11及び12に定めるものに限り）の取扱いについては、その定めるところ（その料金については、その附帯サービスの態様に応じて、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定めるところによります。）によります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める契約約款及び料金表に規定する取扱いは、Universal Oneサービス契約約款（第2編）に規定する別記14から16（その料金については、その附帯サービスの態様に応じて、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定めるところによります。）に定める取扱いとします。

別記

1 I P 伝送（イーサアクセス）サービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間において I P 伝送（イーサアクセス）サービスを提供します。

- (1) 加入者回線の終端相互間
- (2) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイント（I P 伝送網と Universal One サービス契約約款（第 2 編）に規定する I P 伝送網又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間

2 V P N 契約者の地位の承継

- (1) 第 25 条（V P N 利用権の譲渡）に規定するほか、V P N 契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限り、以下この別記 2 において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その V P N 契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1) に規定するほか、当社は、相続又は合併若しくは分割により V P N 契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人から、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属 I P 伝送（イーサアクセス）サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 当社は、(3) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

3 V P N 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 当社は、V P N 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P 伝送（イーサアクセス）サービス取扱所に V P N 契約者から届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 V P N 契約者からの加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が加入者回線を設置するために必要な場所は、その V P N 契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が V P N 契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、V P N 契約者から提供していただきます。
- (3) 当社が V P N 契約に基づき加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応は V P N 契約者の負担により行っていただきます。
- (4) V P N 契約者は、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 加入者回線への自営端末設備の接続

- (1) 当社は、V P N 契約者がその加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」を

います。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。)、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示が付された特定端末機器(技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) VPN契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) VPN契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、VPN契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、VPN契約者にその検査を受けることを同意していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、当社は、VPN契約者にその自営端末設備を加入者回線から取りはずしていただきます。

7 加入者回線への自営電気通信設備の接続

- (1) 当社は、VPN契約者がその加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) VPN契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監

督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) VPN契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 当社は、VPN契約者がその加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、VPN契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

11 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、IP伝送（イーサアクセス）サービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア VPN契約の申込みの承諾年月日

イ IP伝送回線番号

ウ VPN契約者（VPN契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、別記3の規定による代表者とします。）の氏名、名称又は住所若しくは居所

エ 加入者回線の終端のある場所

オ そのIP伝送（イーサアクセス）サービスの種別、種類、通信モード、品目及び通信又は保守の態様による細目又は契約の区分

カ VPN利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

キ VPN利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

ク 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

12 支払証明書の発行

(1) 当社は、VPN契約者から請求があったときは、所属IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所において、そのIP伝送（イーサアクセス）サービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明

- 書」といいます。)を発行します。
- (2) IP伝送契約者は、□の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

14 削除

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、VPN契約者がそのVPN契約に基づき支払う料金のうち、通信料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日によりIP伝送（イーサアクセス）サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日によりVPN契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日によりIP伝送（イーサアクセス）サービスの提供を開始し、その日にそのVPN契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日によりIP伝送（イーサアクセス）サービスの品目の変更の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。
 - (5) 第35条（定額通信料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき（通則3の規定によるものを除きます。）。
 - (6) 通則7の規定による起算日の変更があったとき。
- 3 通則2に規定するほか、当社は、第35条（定額通信料金の支払義務）第2項第3号（同表の2欄の規定に限ります。）に該当する場合が生じたときは、月額料金をその利用時間に応じて分数割（1分間あたりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。）します。
- 4 通則2の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第35条（定額通信料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 通則4に規定するほか、通則3の規定による月額料金及び通則4の規定による定額利用料の分数割は、料金月の日数に24を乗じて得た時間数に60を乗じて得た分数により行います。この場合、第35条（通信料金の支払義務）第2項第3号の表の2欄に規定する料金の算定に当たっては、その分数計算の単位となる1分間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。
- 6 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめVPN契約者の同意を得て、通則2の規定にかかわらず、複数の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)
- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金等の支払い)
- 9 当社は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所又は金融機関等においてVPN契約者から支払っていただきます。
- 10 当社は、料金及び工事に関する費用を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)
- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則9及び10の規定にかかわらず、VP

N契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、VPN契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 通則12に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

13 第35条(定額通信料金の支払義務)から第37条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金、又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払を要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

(IP伝送(イーサアクセス)サービスの品目等)

15 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおりVPNサービスの品目等を定めます。

ア VPNサービスの品目

VPNサービスには、次の品目があります。

品 目		内 容
イーサネットアクセス	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

イーサネットアクセスには、次の速度の区分があります。

品 目	速度の区分	内 容
10Mb/s	0.5Mb/s	0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s	8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	9 Mb/s	9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	0.5Mb/s	0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s	8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	9 Mb/s	9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	60Mb/s	60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	
90Mb/s	90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

イ VPNサービスの通信又は保守の態様による細目

VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

(ア) 通信の相手先

VPN契約者は、通信モードごとに次表に掲げる通信の相手先との通信を行うこと及び利用回線からの着信を受けることができます。

通信モード	通信の相手先
データモード	その所属VPNグループを構成するVPNグループ回線（データモードに係るもの（通信の相手先がVPNサービス以外のものとなる場合は、それに相当するものとしします。）に限ります。） ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

備考

- 1 本欄に規定するほか、VPN契約者は、IP通信網サービス契約約款に定める第3種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。
- 2 VPN契約者は、1のVPNサービスによりデータモードによる通信及び備考1による通信を同時に行うことができます。

(イ) 加入者回線インタフェースの区別

区 別	内 容
10BASE-T	10Mb/s品目のものであって、加入者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX	100Mb/s品目のものであって、加入者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXのもの

備考

- 1 当社は、加入者回線インタフェースの区別を、イーサネットアクセスに係るVPN契約者に限り提供します。
- 2 当社は、加入者回線の終端の場所に当社のインタフェースケーブルを設置します。

(ウ) 利用できる通信プロトコルの細目

細 目	内 容
IPv4プロトコル	IPv4プロトコルによる通信を行うもの

(エ) 通信の種類

区 分	内 容
カテゴリー1	加入者回線に係る区間（回線終端装置から加入者回線収容部までの区間をいいます。以下この欄において同じとします。）において、速度の区分（VPN契約者が指定するものに限り、以下この欄において同じとします。）に係る符号伝送速度を常に確保するものであって、その速度の区分を超えて通信できないもの
カテゴリー2	加入者回線に係る区間が通常状態にある場合に最低伝送速度（加入者回線に係る区間が通常状態である場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。）を確保するものであって、かつ加入者回線に係る区間に余裕がある場合に加入者回線に係る区間においてその速度の区分に係る符号伝送速度までの通信が可能であるもの

備考

- 1 当社は、カテゴリー2については、10Mb/s品目（速度の区分が10Mb/sのものに限り、以下この欄において同じとします。）及び100Mb/s品目（速度の区分が100Mb/sのものに限り、以下この欄において同じとします。）に限り提供します。
- 2 当社は、カテゴリー2について、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。

品 目	最低伝送速度

10Mb/s	1 Mbit/s
100Mb/s	10Mbit/s

(オ) 登録アドレスによる区別

区 別	内 容
登録タイプ 1	VPNノード装置に登録可能なVPN契約者に係るネットワークアドレスが1以上のものであって登録タイプ2以外のもの
登録タイプ 2	VPNノード装置に登録可能なVPN契約者に係るネットワークアドレスが1のもの
備考	備考1の規定にかかわらず、当社は、登録タイプ2については、10Mb/s品目に限り提供します。

(サービス品質(開通遅延期間)に係る料金の扱い)

16 VPNサービスの開通遅延期間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

- (1) 当社は、第15条(VPN契約申込の承諾)の規定によりVPNサービスに係るVPN契約の申込みの承諾をした場合において、当社とそのVPNサービスに係るVPN契約者とがそのVPNサービスの提供の開始を合意した日(以下この通則16において「開通予定日」といいます。)に、VPN契約者の責めによらない理由によりそのVPNサービスの提供を開始できなかった場合(次のアからウに係る電気通信サービスの提供を開始できなかった場合に限り)に限り、開通予定日からVPNサービスの提供を開始した日までの日数(開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この通則16において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、そのVPN契約に係る料金(以下「VPN開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。

ア VPNノード装置相互間

イ 加入者回線に係る区間

ウ 回線終端装置に係る区間

- (2) VPN開通遅延返還料金額は、そのVPNサービスの提供を開始した日における月額料金(料金表第1表第1(通信料金)に規定する定額通信料金の基本額であって、そのVPNサービスに係るものに限り)の合計額(以下「VPN開通遅延返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

- (3) (1)及び(2)の場合において、返還するVPN開通遅延返還料金額は、次のア又

はイの規定により算出する料金額（以下「V P N 開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

ア イ以外の場合

そのV P Nサービスの提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金（V P N 開通遅延返還基準額に係るもの（通則2、3及び5に規定する場合は生じたときは通則2から5までの規定に基づき算出した額とします。）に限り。）の合計額（第35条（定額通信料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

イ 料金月の初日以外の日にそのV P Nサービスの提供を開始した場合

そのV P Nサービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

- (4) 通則16に規定する料金の返還と通則17から通則21までの規定による料金の返還を同時に行う場合のV P N開通遅延返還料金額の取扱いについては、通則21の(3)に定めるところによります。

（サービス品質（故障回復時間）に係る料金の扱い）

- 17 V P Nサービスの故障回復時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

- (1) 当社は、V P N契約者にV P Nサービスを提供する場合において、V P N契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態（そのV P N契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、一部又は全部が利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下通則21までにおいて同じとします。）が次のアからウに係る区間において生じたときであって、そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻（第42条（V P N契約者の切分責任）の規定により、そのV P N契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、そのV P N契約に係る料金（以下「V P N故障返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第31条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がV P Nサービスの利用の中止をあらかじめそのV P N契約者に通知したときは、この限りではありません。この場合において、そのV P N契約に係る料金については、第35条（定額通信料金の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限り）を適用します。

ア V P Nノード装置相互間

イ 加入者回線に係る区間

ウ 回線終端装置に係る区間

- (2) (1)の規定によりV P N故障返還料金額を返還する場合は、当社は、第35条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限り）は適用しません。

ただし、(4)に掲げる月額料金以外のそのV P Nサービスに係る月額料金については、第35条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限り）を適用します。

- (3) (1)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのV P Nサービスの全部が利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限り）が生じたときは、当社は、第35条第2項第3号の規定（表の2欄に係るものに限り）を適用します。

- (4) 当社は、そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における月額料金（料金表第1表第1（通信料金）に規定する定額通信料金の基本額であって、そのV P Nサービスに係るものに限り）の合計額（以下「V P N故障返還基準額」といいます。）を元に故障返還料金額を算出します。

- (5) (1)の場合において、そのV P Nサービスの全部が利用できない状態が連続した

場合におけるVPN故障返還料金額は、VPN故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(1)に規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%
72時間以上	100%

(6) (1)及び(5)の場合において、返還するVPN故障返還料金額は、次のア又はイの規定により算出する料金額（以下「VPN故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

ア イ以外の場合

その料金月に係る月額料金（VPN故障返還基準額に係るもの（通則2、3及び5に規定する場合は生じたときは通則2から5までの規定に基づき算出した額とします。）に限り、その合計額（第35条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

イ その料金月がVPNサービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日によるそのVPNサービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(7) (1)の場合において、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が連続した場合が1の料金月（(6)のイに規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）において複数回となる場合は、当社は、それぞれのVPN故障返還料金額の合計額を返還します。

ただし、そのVPN故障返還料金額の合計額がVPN故障返還上限額を超える場合においては、当社は、VPN故障返還上限額を返還します。

(8) 通則17に規定する料金の返還と通則16又は通則18から通則21までの規定による料金の返還を同時に行う場合のVPN故障返還料金額の取扱いについては、通則21の(3)に定めるところによります。

(サービス品質（故障通知時間）に係る料金の扱い)

18 VPNサービスの故障通知時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPN契約者の責めにやらない理由によりその提供をしなかったときは、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が次のアからウに係る区間において生じたときであって、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをVPN契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったときに限り、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN故障通知返還料金額」といいます。）を返還します。

ア 加入者回線収容部とVPNノード装置との間

イ VPNノード装置相互間

ウ 加入者回線収容部と加入者回線の終端との間

(2) 当社は、次のアからウに掲げる場合には、(1)の規定を適用しません。

ア 第42条（VPN契約者の切分責任）の規定により、そのVPN契約者が当社に修理の請求をしたことにより当社がそのVPNサービスの一部又は全部が利用

できない状態であることを当社が知ったとき

イ そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止（当社があらかじめそのことをVPN契約者に通知したときに限ります。）若しくは利用停止としているとき

ウ 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき

(3) VPN故障通知返還料金額は、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻における、料金表第1表（料金）第1（通信料金）に規定する定額通信料金の基本額（以下「VPN故障通知返還基準額」といいます。）に3%を乗じて得た額とします。

(4) (1)及び(3)の場合において、返還するVPN故障通知返還料金額は、次のア又はイの規定により算出する料金額（以下「VPN故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

ア イ以外の場合

その料金月に係る月額料金（VPN故障通知返還基準額に係るもの（通則2、3及び5に規定する場合が生じたときは通則2から5までの規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第35条（定額通信料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

イ その料金月がVPNサービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にそのVPNサービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(5) (1)の場合において、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその故障をVPN契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかった場合が1の料金月（(4)のイの規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この通則18において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれのVPN故障通知返還料金額の合計額を返還します。

ただし、そのVPN故障通知時間返還料金額の合計額がVPN故障通知時間返還上限額を超える場合は、VPN故障通知返還上限額を返還します。

(6) 通則18に規定する料金の返還と通則16若しくは通則17、又は通則19から通則21までの規定による料金の返還を同時に行う場合のVPN故障通知返還料金額の取扱いについては、通則21の(3)に定めるところによります。

（サービス品質（伝送遅延時間）に係る料金の扱い）

19 VPNサービスの伝送遅延時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPNサービスに係る網内の1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間（そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が生じた場合の時間を除きます。）を伝送遅延時間とし、その伝送遅延時間の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えたときは、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN伝送遅延時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、そのVPNサービスについて、その料金月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りでありません。

(2) VPN伝送遅延時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における、料金表第1表（料金）第1（通信料金）に規定する定額通信料金（通則2、3及び5に規定する場合が生じたときは通則2から5までの規定に基づき算出した額とします。）の基本額（第35条（定額通信料金の支払義務）第2項第3号の規定により支

払いを要しないこととなる料金額を除いたものとします。以下「VPN伝送遅延時間返還基準額」といいます。)に10%を乗じて得た額とします。

- (3) 通則19に規定する料金の返還と通則16から通則18まで又は通則20若しくは通則21の規定による料金の返還を同時に行う場合のVPN伝送遅延時間返還料金額の取扱いについては、通則21の(3)に定めるところによります。

(サービス品質(全体累積故障時間)に係る料金の扱い)

20 VPNサービスの全体累積故障時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

- (1) 当社は、次のア及びイに規定する全ての区間において、次表に規定する稼働率が99.99%を下回った場合に限り、そのVPN契約に係る料金(以下「VPN全体累積故障時間返還料金額」といいます。)を返還します。

稼働率
その料金月における日数に24を乗じて得た時間にVPNサービスの回線数(その料金月の末日において当社がVPN契約者に対して提供している回線の数とします。以下この欄において同じとします。)を乗じて得た時間(「全体累積稼働時間」といいます。以下、この表において同じとします。)から、VPN契約者の責めによらない理由によりVPNサービスを利用することができなかった時間(そのことを当社が知った時刻(第42条(VPN伝送契約者の切分責任)の規定により、VPN契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して、その状態が連続した時間をいいます。ただし、第31条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社がVPNサービスの利用の中止をあらかじめそのVPNサービス契約者に通知したときは、その時間を除きます。以下この表において同じとします。)を1の料金月ごとに合算して得た時間を減じて得た時間を、全体累積稼働時間で除して得た割合

ア 通則17の(1)に規定するアからウまでに係る区間

イ 当社が別に定める契約約款及び料金表に定めるVPNサービスに係る区間

- (1) VPN全体累積故障時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における月額料金(そのVPNサービスに係るものに限り、通則2、3及び5に規定する場合が生じたときは通則2から5までの規定に基づき算出した額とします。)の合計額(第35条(定額通信料金の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を除いたものとします。以下「VPN全体累積故障時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

稼働率	料金返還率
99.8%以上99.99%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

- (3) 通則20に規定する料金の返還と通則16から通則19まで又は通則21の規定による料金の返還を同時に行う場合のVPN全体累積故障時間返還料金額の取扱いについては、通則21の(3)に定めるところによります。

(注) (1)に規定する当社が別に定めるVPNサービスは、Universal Oneサービス契約約款(第2編)及び料金表に規定するVPNサービス(料金表通則26(サービス品質(全体累積故障時間)に係る料金の取扱い)の(1)に規定する区間に限り

ます。)とします。

(サービス品質(回線累積故障時間)に係る料金の扱い)

21 V P Nサービスの回線累積故障時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、V P N契約者にV P Nサービスを提供する場合において、V P N契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのV P Nサービスが全く利用できない状態が通則17の(1)に規定するアからウまでに係る区間において生じたときであって、次表に規定する稼働率が99.9%を下回った場合に限り、そのV P N契約に係る料金(以下「V P N回線累積故障時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、第31条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社がV P Nサービスの利用の中止をあらかじめそのV P N契約者に通知したときは、この限りではありません。

稼働率
そのV P Nサービスを利用することができなかった時間(そのことを当社が知った時刻(第42条(V P N契約者の切分責任)の規定により、そのV P N契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。以下この表において同じとします。)から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表において同じとします。)を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間(そのV P Nサービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表において同じとします。)から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合

(2) V P N回線累積故障時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における月額料金(料金表第1表第1(通信料金)に規定する定額通信料金の基本額であって、そのV P Nサービスに係るものに限り、通則2、3及び5に規定する場合が生じたときは通則2から5までの規定に基づき算出した額とします。)の合計額(第35条(定額通信料金の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を除いたものとします。以下「V P N回線累積故障時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

稼働率	料金返還率
99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

(3) (1)及び(2)に規定するほか、通則16から通則20までの規定及びこの通則21((1)及び(2)に限り)の規定のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、当社は、V P N故障回復時間返還料金額、V P N故障通知返還料金額、V P N伝送遅延時間返還料金額、V P N全体累積故障時間返還料金額及びV P N回線累積故障時間返還料金額(そのV P N契約に係るものに限り)を返還します。

ただし、そのV P N返還料金額の合計額が、V P N故障回復返還上限額、V P N故障通知返還上限額又は次のアからウまでに掲げる額(そのV P N契約に係るものに限り)を比較して、最も高額となる額(以下「V P N返還上限額」とい

ます。) を超える場合は、VPN返還上限額を返還します。

ア 通則19の規定による返還を行う場合

VPN伝送遅延時間返還基準額

イ 通則20の規定による返還を行う場合

VPN全体累積故障時間返還基準額

ウ (1)及び(2)の規定による返還を行う場合

VPN回線累積故障時間返還基準額

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 通信料金

1-1 適用

区 分	内 容				
(1) V P Nサービスに係る通信料金の適用	V P Nサービス（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）については、1-2に規定する定額通信料金（基本額）を適用します。				
(2) 加入者回線に係る通信料金の適用	<p>当社は、定額通信料金（基本額）を適用するにあたって、次表のとおり加入者回線（カテゴリー1に係るものに限ります。）に係るコースを定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コース2</td> <td> <p>当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	コース2	<p>当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。</p>
区 分	内 容				
コース2	<p>当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。</p>				
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア V P Nサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 当社は、最低利用期間内にV P N契約の解除があった場合は、第35条（定額通信料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（V P N契約の解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額通信料金に相当する額を、当社が定める期日までに、V P N契約者から一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 当社は、最低利用期間内にV P Nサービスの品目、通信又は保守の態様による細目の変更又は通信の態様による細目の廃止（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を当社が定める期日までに、V P N契約者から一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>変更前の定額通信料金に残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下この欄において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	支払いを要する額	<p>変更前の定額通信料金に残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下この欄において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p>		
支払いを要する額					
<p>変更前の定額通信料金に残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下この欄において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p>					

1-2 料金額

定額通信料金（基本額）

イーサネットアクセスのもの

A カテゴリー1に係るもの

コース2のもの

ア 登録タイプ1のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額
10Mb/s	速度の区分が0.5Mb/sのもの	60,000円（66,000円）
	速度の区分が1Mb/sのもの	80,000円（88,000円）
	速度の区分が2Mb/sのもの	120,000円（132,000円）
	速度の区分が3Mb/sのもの	140,000円（154,000円）
	速度の区分が4Mb/sのもの	160,000円（176,000円）
	速度の区分が5Mb/sのもの	180,000円（198,000円）
	速度の区分が6Mb/sのもの	196,000円（215,600円）
	速度の区分が7Mb/sのもの	212,000円（233,200円）
	速度の区分が8Mb/sのもの	228,000円（250,800円）
	速度の区分が9Mb/sのもの	244,000円（268,400円）
100Mb/s	速度の区分が10Mb/sのもの	260,000円（286,000円）
	速度の区分が0.5Mb/sのもの	60,000円（66,000円）
	速度の区分が1Mb/sのもの	80,000円（88,000円）
	速度の区分が2Mb/sのもの	120,000円（132,000円）
	速度の区分が3Mb/sのもの	140,000円（154,000円）
	速度の区分が4Mb/sのもの	160,000円（176,000円）
	速度の区分が5Mb/sのもの	180,000円（198,000円）
	速度の区分が6Mb/sのもの	196,000円（215,600円）
	速度の区分が7Mb/sのもの	212,000円（233,200円）
	速度の区分が8Mb/sのもの	228,000円（250,800円）
	速度の区分が9Mb/sのもの	244,000円（268,400円）
	速度の区分が10Mb/sのもの	260,000円（286,000円）
	速度の区分が20Mb/sのもの	315,000円（346,500円）
	速度の区分が30Mb/sのもの	370,000円（407,000円）
	速度の区分が40Mb/sのもの	425,000円（467,500円）
速度の区分が50Mb/sのもの	480,000円（528,000円）	
速度の区分が60Mb/sのもの	524,000円（576,400円）	

速度の区分が70Mb/sのもの	568,000円 (624,800円)
速度の区分が80Mb/sのもの	612,000円 (673,200円)
速度の区分が90Mb/sのもの	656,000円 (721,600円)
速度の区分が100Mb/sのもの	700,000円 (770,000円)

イ 登録タイプ2のもの

1のVPN契約ごとに (月額)

品 目		料 金 額
10Mb/s	速度の区分が0.5Mb/sのもの	50,000円 (55,000円)
	速度の区分が1Mb/sのもの	70,000円 (77,000円)
	速度の区分が2Mb/sのもの	110,000円 (121,000円)
	速度の区分が3Mb/sのもの	130,000円 (143,000円)
	速度の区分が4Mb/sのもの	150,000円 (165,000円)
	速度の区分が5Mb/sのもの	170,000円 (187,000円)
	速度の区分が6Mb/sのもの	186,000円 (204,600円)
	速度の区分が7Mb/sのもの	202,000円 (222,200円)
	速度の区分が8Mb/sのもの	218,000円 (239,800円)
	速度の区分が9Mb/sのもの	234,000円 (257,400円)
	速度の区分が10Mb/sのもの	250,000円 (275,000円)

B カテゴリー2に係るもの

(1) 登録タイプ1のもの

1のVPN契約ごとに (月額)

品 目		料 金 額
10Mb/s	速度の区分が10Mb/sのものであって最低伝送速度が1Mbit/sのもの	90,000円 (99,000円)
100Mb/s	速度の区分が100Mb/sのものであって最低伝送速度が10Mbit/sのもの	300,000円 (330,000円)

(2) 登録タイプ2のもの

1のVPN契約ごとに (月額)

品 目		料 金 額
10Mb/s	速度の区分が10Mb/sのものであって最低伝送速度が1Mbit/sのもの	80,000円 (88,000円)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。				
	<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金
	種 別	内 容			
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金				

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1のVPN契約ごとに	800円(880円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	工事費については、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。						
(2) ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費の適用	<p>ア ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ネットワーク工事費</td> <td>IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所の交換等設備（集線装置を含みます。）において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) アクセス回線工事費</td> <td> <p>回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等又は次の配線の工事を要する場合に適用します。</p> <p>A 加入者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合は、端末設備とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>B 1のジャックから他のジャックまでの間の配線</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ VPN契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に加入者回線の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、□欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる加入者回線に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p>	区 分	工事費の適用	(ア) ネットワーク工事費	IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所の交換等設備（集線装置を含みます。）において工事を要する場合に適用します。	(イ) アクセス回線工事費	<p>回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等又は次の配線の工事を要する場合に適用します。</p> <p>A 加入者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合は、端末設備とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>B 1のジャックから他のジャックまでの間の配線</p>
区 分	工事費の適用						
(ア) ネットワーク工事費	IP伝送（イーサアクセス）サービス取扱所の交換等設備（集線装置を含みます。）において工事を要する場合に適用します。						
(イ) アクセス回線工事費	<p>回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等又は次の配線の工事を要する場合に適用します。</p> <p>A 加入者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合は、端末設備とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>B 1のジャックから他のジャックまでの間の配線</p>						
(3) 品目又は通信の態様による細目の変更等の場合の工事費の適用	<p>ア 品目又は通信の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後の品目又は通信の態様による細目に対応する設備に関する工事に適用し、加入者回線収容部の接続の変更の場合の工事費は、変更後の加入者回線収容部の接続に関する工事について適用します。</p> <p>イ 加入者回線に係る移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p>						
(4) 別棟配線の場合のアクセス回線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合のアクセス回線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。						
(5) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア 現地調査報告には次の区分があります。</p>						

区 分	内 容
写真付き現地調査報告	V P N契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。
現地調査報告兼お客様工事依頼報告	V P N契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。

イ 当社は、V P N契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が加入者回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のI P伝送（イーサアクセス）サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。

ウ V P N契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。

（ア）当社が現地調査報告を行ったとき。

（イ）V P N契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。

エ ウの規定にかかわらず、V P N契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。

オ ウ及びエのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。

(6) 割増工事費の適用

当社は、V P N契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のI P伝送（イーサアクセス）サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、□欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのV P N契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午前0時まで及	その工事に関する工事費の

	び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、終日とします。）	額に1.6を乗じた額
(7) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、IP伝送（イーサアクセス）サービスについて、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、VPN契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのVPN契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。</p> <p>（ア） アクセス回線工事費の支払いを要する工事</p> <p>（イ） 当社が（ア）の工事を施工する前に契約者回線等の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）</p> <p>ウ VPN契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ VPN契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、VPN契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のIP伝送（イーサアクセス）サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ VPN契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</p> <p>（ア） 当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>（イ） VPN契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、VPN契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>なお、当社が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限りです。</p> <p>ク カのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>	
(8) 開通サポート工事費の適用	<p>当社は、本表(2)欄から(7)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とVPN契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。</p>	
(9) 工事費の減	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等</p>	

額適用	を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
-----	--------------------------------

2 工事費の額

2-1 IP伝送（イーサアクセス）サービスの提供の開始、品目、速度の区分若しくは通信の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、加入者回線収容部の変更、又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費	VPN契約に関する工事の場合 ア IP伝送（イーサアクセス）サービスの提供の開始に関する工事の場合	1のVPN契約ごとに	3,000円 (3,300円)
	イ IP伝送（イーサアクセス）サービスの区分等の変更に関する工事の場合	1のVPN契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	ウ VPNグループに係るIPアドレスの変更に関する工事の場合	1のVPN契約ごとに	2,000円 (2,200円)
(2) アクセス回線工事費			別に算定する実費
(3) 現地調査報告工事費		1の工事ごとに	別に算定する実費
(4) 訪問時刻指定工事費		1の指定する指定時刻ごとに	別に算定する実費
(5) 開通サポート工事費		1の工事ごとに	別に算定する実費

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ネットワーク工事費	1のIP伝送契約ごとに	2,000円 (2,200円)
(2) 再利用の工事			2-1の工事費の額と同額

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 利用権に関する事項の証明手数料

区 分	単 位	料 金 額
証明手数料	1のVPN契約ごとに	300円(330円)

第2 支払証明書の発行手数料

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400円(440円)

備考

支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

料金表別表

I P 伝送（イーサアクセス）サービスの品目及び通信の態様による細目に係る伝送速度

区 分	伝送速度	区 分	伝送速度	区 分	伝送速度
0.5Mb/s	0.5 Mbit/s	10Mb/s	10.0Mbit/s	20Mb/s	20.0Mbit/s
1 Mb/s	1.0 Mbit/s	11Mb/s	11.0Mbit/s	21Mb/s	21.0Mbit/s
2 Mb/s	2.0 Mbit/s	12Mb/s	12.0Mbit/s	22b/s	22.0Mbit/s
3 Mb/s	3.0 Mbit/s	13Mb/s	13.0Mbit/s	23b/s	23.0Mbit/s
4 Mb/s	4.0 Mbit/s	14Mb/s	14.0Mbit/s	24b/s	24.0Mbit/s
5 Mb/s	5.0 Mbit/s	15Mb/s	15.0Mbit/s	25b/s	25.0Mbit/s
6 Mb/s	6.0 Mbit/s	16Mb/s	16.0Mbit/s	100Mb/s	100.0Mbit/s
7 Mb/s	7.0 Mbit/s	17Mb/s	17.0Mbit/s		
8 Mb/s	8.0 Mbit/s	18Mb/s	18.0Mbit/s		
9 Mb/s	9.0 Mbit/s	19Mb/s	19.0Mbit/s		